



2018年11月29日

仮想通貨はグローバルな金融安定にとってのリスクか

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部長兼開発経済調査部長 矢口 満

11月30日～12月1日に開催されるG20ブエノスアイレス・サミットに先立ち、金融安定理事会(FSB)議長がG20首脳宛てに提出した書簡¹が11月27日に公開された。FSBは主要25か国・地域の中央銀行、金融監督当局、財務省などから構成されており、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)や証券監督者国際機構(IOSCO)、金融活動作業部会(FATF)などの「国際的な基準設定主体」に対する上位組織として機能している。その目的は、金融の安定を担う当局間の国際協調の促進である。

FSB議長のG20首脳宛て書簡は従来、そのエッセンスがG20サミットのコミュニケーションに盛り込まれるなど、国際的な金融規制・監督上の重要な論点を示すものと位置づけられている。今回の書簡で筆者が特に注目したのは、第1章「新たなぜい弱性への対応とイノベーションの恩恵の活用」において、①ノンバンク金融²を巡るリスクへの警戒、②オペレーショナルリスクに対するシステム中核の頑健性強化³、と並んで、③新たな金融技術の恩恵の活用とリスクの抑制、が盛り込まれたことである。

この③の後半「リスクの抑制」は、仮想通貨(以下、FSBと同様に「暗号資産」と記す)のリスクへの対応を意味している。FSBは10月に暗号資産に関する報告書⁴を公表しており、現在はグローバルな金融安定に対する重大なリスクは生じていないが、将来的に暗号資産が支払いや決済に広く利用されたり、金融機関が直接・間接に暗号資産のエクスポージャーを抱えたりした場合には、当該リスクが強まるとの認識を示した。この報告書の主旨が、今回のFSB議長書簡にそのまま盛り込まれている。

また、今回の書簡では、暗号資産にかかわる重要な課題として、消費者・投資家保護とマネーロンダリング・テロ資金供与対策(AML/CFT)が挙げられた。10月の報告書ではそのほかにも、市場の健全性の確保、租税回避の防止、資本規制の回避の防止などが併記されていたが、中でも重視すべき課題が消費者・投資家保護とAML/CFTの2つであることが明確になった形である。

¹ FSB, “FSB Chair’s letter to G20 Leaders meeting in Buenos Aires,” Nov. 26, 2018 (FSB ホームページ掲載は11月27日。)

² 従来「シャドバンキング」と呼ばれていたもの。

³ サイバー事故への対応力強化を意図したもの。

⁴ FSB, “Crypto-asset markets -Potential channels for future financial stability implications,” Oct. 10, 2018

消費者・投資家保護については、国際的には証券監督者国際機構（IOSCO）が ICO⁵ に関する情報共有を中心に取り組んでおり、我が国では、金融庁の「仮想通貨交換業等に関する研究会」において本年4月から議論が進められている。他方、AML/CFT については、FATF が10月に規制強化方針を公表したが⁶、各国・地域の当局による具体化はこれからである⁷。今回のFSB議長書簡には「これらの課題への取り組みが現在行われている」と記載されたが、その進捗状況については今後注視する必要があるようだ。

ここで再び上記③をみると、その前半に「新たな金融技術の恩恵の活用」とある。これは、分散型台帳技術（DLT）やグローバルな取引主体識別子（LEI⁸）、人工知能（AI）、多様な決済技術等を念頭に置いている。今回のFSB議長書簡では、これらに関するイノベーションが、消費者やビジネスに便益をもたらしつつ、いかに金融安定を促進し得るかを研究していくとされた。いわゆるフィンテックの中で、FSBが重視する分野が具体的に示されたことは大変興味深い。また、技術そのものであるDLTとその応用である暗号資産とは依然として混同されやすいが、この2つを改めて峻別し、前者は推進、後者はリスク警戒と明示した点も注目されよう。

12月1日に公表予定のG20ブエノスアイレス・サミットのコミュニケに、暗号資産を巡る種々の論点がどこまで盛り込まれるかは不透明であるが、上述のように、それらはグローバルな金融安定にとり今後重要なポイントとなり得る。弊研究所でも、これから様々な機会に取り上げて参りたい。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

⁵ Initial Coin Offering の略。暗号資産の一種であるトークンの発行による資金調達のこと。

⁶ FATF, “Regulation of virtual assets,” Oct. 19, 2018

⁷ 志波和幸、「緒に就いた仮想通貨取引のマネーロンダリング対策」、国際通貨研究所 Newsletter No.25, 2018年11月2日

⁸ 金融商品の取引を行う当事者（法人、ファンド等）を識別するための国際的な番号のこと。